

京都精華大学外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理に関する規程

2001年6月18日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「京都精華大学学則」第41条第2項および「京都精華大学大学院学則」第33条第2項に基づき、京都精華大学および同大学院(以下「本学」という。)に在籍する外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理について定めるものである。

(在留資格)

第2条 本学に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という。)は、「出入国管理および難民認定法」(以下「入管法」という。)に定められ、かつ本学で就学するのに適切な在留資格(査証)を有していなければならない。ただし、休学中であって離日している期間は、この限りでない。

2 入学後、「入管法」に定める適切な在留資格を取得できない留学生については、学長が入学許可を取り消すことがある。

3 留学生の在留資格認定または更新の申請に際して、法務省入国管理局から当該留学生について何らかの照会があり、大学として回答を必要とするときは、学生グループ長が、学生部長および教学グループ長と協議のうえ対応する。

(除籍)

第3条 学長は、有効期限切れ等の理由により在留資格が失効し、その後速やかに在留資格更新が許可されたことを確認できない留学生、または新規の在留資格許可申請が許可されなかった留学生については、除籍する。

2 学長は、6か月以上住居および連絡先が不明な者のうち、所定の手続を経てもなお本学での就学の意思が確認できない留学生については、除籍する。

3 学長は、資格外活動その他で日本国の法律に違反し、国外退去を命じられた留学生を除籍する。

4 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、学長が相当の理由を認めたときは、当該留学生の除籍を猶予する。

(細則)

第4条 この規程の運用を円滑にするため、細則を別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2001年6月18日に制定し、同日から施行する。

2 2009年3月23日に改定し、2009年4月1日から施行する。

3 2015年4月20日に改定し、同日から施行する。

4 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。